

日本における質の高い海洋保護区の推進に向けた提言

～海をめぐる社会生態学的危機及び沿岸域の将来像～

(中間報告)

概要・要約メッセージ

2025年5月

公益財団法人日本自然保護協会
UMINEKOサステナビリティ研究所

質の高い海洋保護区の推進に向けた検討会 構成員

有識者委員

白山義久	京都大学 名誉教授、国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門 アドバイザー
清野聰子	九州大学大学院工学研究院 准教授
牧野光琢	東京大学大気海洋研究所 教授、笹川平和財団海洋政策研究所長
宮原正典	よろず水産相談室 afc.masa 代表
八木信行	東京大学大学院農学生命科学研究科国際交流室長・農学国際専攻 教授
山北剛久	国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門 主任研究員

民間団体・オブザーバー

パシフィックコンサルタンツ株式会社	一般財団法人EDFジャパン
-------------------	---------------

事務局

公益財団法人日本自然保護協会	UMINEKOサステナビリティ研究所
----------------	--------------------

主要なステークホルダー向けメッセージ（1）

共通メッセージ

- ・ 日本の食・文化・産業・生命を支えてきた海の生物多様性の状態は、1950年代後半から現在まで長期的に悪化傾向で推移してきたが、近年の海洋環境の変化が生物多様性の劣化に拍車をかけている。
- ・ 生物多様性の損失は、沿岸域の幅広い産業に悪影響を及ぼし、地域社会の衰退要因となる。地域社会の衰退は生物多様性の保全・回復を図る担い手を不足させ、生物多様性が更に損なわれる負のスパイラルが進行することが懸念される。近年の急激な海洋環境の変化によって、この負のスパイラルが加速することが懸念される。
- ・ 地域社会・経済の持続可能な発展を図る上で、この現状を知り、生物多様性の損失を食い止め、回復させるために必要な対策を講ずることが、喫緊の課題である。今、対策を強化しなければ、負のスパイラルを止めることができなくなる恐れがある。
- ・ この課題解決には、海洋保護区・OECMを拡大し、その質（保全・回復の効果）を高めていくことが重要な役割を果たす。
- ・ 質の高い海洋保護区・OECMの推進によって、多様な関係者が協働して生物多様性の保全・回復に向けた取組を行うことで、施策のシナジー効果（単独での実施を上回る相乗効果）を生じさせ、地域社会ひいては日本全体が裨益することが期待される。

主要なステークホルダー向けメッセージ（2）

政策決定者へのメッセージ

1. 生物多様性の現状を把握して、対策を検討するためのモニタリング調査の強化が必要。
 - 調査の実施と海洋保護区・OECMの運営に必要な人材育成、予算の確保
2. 生物多様性の保全・回復による地域の持続可能な発展に向けた沿岸域のグランドデザインの策定に向けた司令塔の役割を強化・設定が必要。
3. 全てのコミュニティや設備を維持することが困難となりつつある中で、沿岸域全体の中で、特に生物多様性の高い海域をどのように保全し、環境への影響を最小限にしながらどの区域で開発行為や経済活動を促すといった、沿岸域の空間利用のあり方を見直すことが必要。（海洋空間計画または総合的沿岸域管理計画の策定）

漁業者へのメッセージ

1. 近年、海洋熱波の多発などの海洋環境の急激な変化によって多くの魚種で記録的な不漁といった深刻な状況が生じている中で、海の環境収容力が低下している恐れがある。生物多様性の損失は、海洋環境の変化に対する脆弱性を更に高めている。
2. 生物多様性がまだ高い海域を守り、劣化した海域の回復を図ることが、海洋環境の変化への対応策として必要。特に生物の産卵場や仔稚魚の生育場となる藻場・干潟やサンゴ礁などの保全・回復が極めて重要。
3. 海域の主要なステークホルダーである漁業者には、藻場の保全・回復、海洋プラスチックゴミの回収活動などの海の守人（海の環境を守る人）としての役割がより一層、期待されるとともに、社会全体でこうした活動を支援する体制も強化されるべき。

企業・金融機関へのメッセージ

1. TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）などで、自然資本や生物多様性に関する企業や金融機関の依存や影響、リスクや機会を評価・開示する動きが強化されている。
2. 沿岸域の生物多様性の恵みを享受する地域経済の一員として、企業・金融機関が生物多様性の保全・回復の取組に参画、または取組を支援することが期待される。
 - 保全やモニタリング活動への参加
 - スポンサーとしての参加
 - 生物多様性の保全・回復の取組、モニタリング調査の技術開発等への投資など

第1 日本周辺の海をめぐる社会生態学的危機

1. 日本の食・文化・産業・生命を支えてきた海の生物多様性

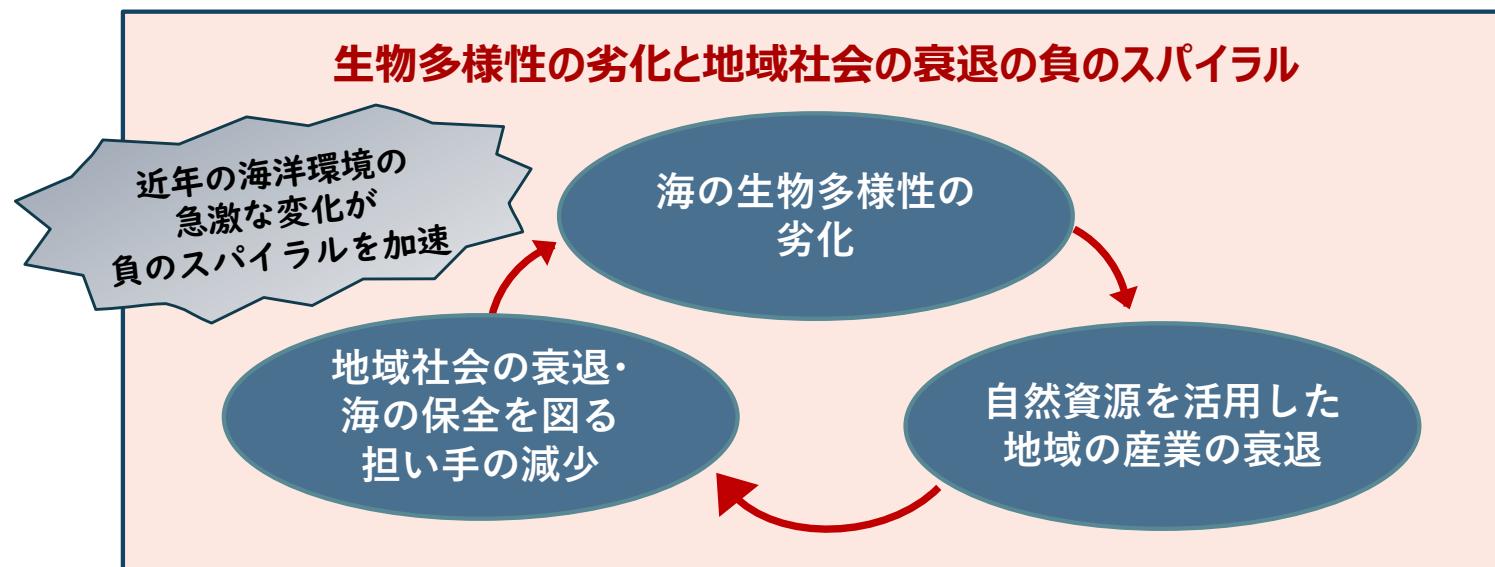
- 日本近海は世界の中でも特に生物多様性の高い海域であり、四方を海に囲まれた島国である日本は、古来より海の恵みを享受しながら自然と共に存することで豊かな生活を営んできた。
- 日本周辺の多様な水産資源は、地域ごと、季節ごとに特色のある食文化を形成し、私達の食生活を豊かにし、健康を支えてきた。今では世界中から日本の食を目的として外国人が訪れるなど、海の資源は、水産業、飲食業、観光業を始めとする沿岸域の経済・社会を支える基盤である。また、多くの地域にて海は、祭りや信仰、芸術の対象として地域文化の発展に寄与してきた。
- もとより、海の生物多様性は、気候調整や水質の浄化等の人類の生存の基盤システムを支える上でも不可欠であり、またサンゴ礁やマングローブ林が外洋から打ち寄せる激しい波を食い止めるなど防災の観点からも重要な役割を果たしている。



第1 日本周辺の海をめぐる社会生態学的危機

2. 海の生物多様性の急激な劣化と沿岸域の社会生態学的危機

- 日本の沿岸・海洋生態系における生物多様性の状態は、1950年代後半から現在において長期的に悪化する傾向で推移してきた。また、近年では日本周辺海域における海洋熱波の多発などの海洋環境の変化が、生物多様性の劣化に拍車をかけている。
- 海の生物多様性の損失は、水産物供給の減少はもとより、漁業者や水産加工業者、飲食業、観光業など沿岸域の幅広い産業に悪影響を及ぼし、地域社会の衰退要因となる。地域社会の衰退は生物多様性の保全・回復を図る担い手を不足させ、生物多様性が更に損なわれる負のスパイラルが懸念される。海洋環境の変化によって、負のスパイラルが加速することが懸念されており、今、対策を強化する必要がある。



日本の海の生物多様性の劣化の状況例

沿岸域の開発・改変等

埋立、人工構造物の設置、海岸の人工化

陸域由来物質の海への流入

農薬・化学肥料・プラスチックごみ、赤土、工場排水・生活排水等

地球温暖化

による海水温の上昇

二酸化炭素の排出増加等による
海洋酸性化

等

自然海岸の減少

人工構造物がない海岸を自然海岸とした場合、1998年には全海岸延長の**約50%に減少**。

干潟の減少

1995年の干潟面積は1945年の**半分近くに減少**。

磯焼け・藻場の縮小

1990年には日本全国で約33万haあった藻場が、2022年には16～17万haと**およそ半分に減少**。
モニタリングサイトにおける指宿サイトのアマモ場が**消失**、鹿児島湾内のアマモ場は2006年から2021年に面積が88%減少、伊豆下田の藻場の林冠構成種が**消滅**。

藻場が消失した海



サンゴの白化・縮小

南西諸島では、埋立等の開発によるサンゴ礁の減少や白化現象による質の低下が進行。



海洋生物種の絶滅危惧

日本の海洋生物種のうち、**438種が絶滅のおそれ**。

水産資源の減少

88資源のうち55資源において、**水準を下回る資源量、または資源が低位と評価**されている。

海洋プラスチック

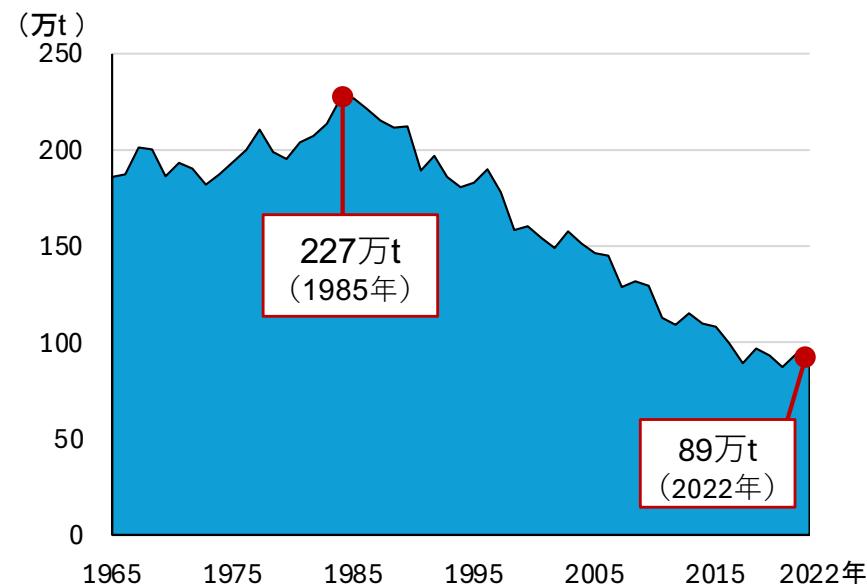
毎年11,000～27,000トンのプラスチックが日本から海に流出していると推計。



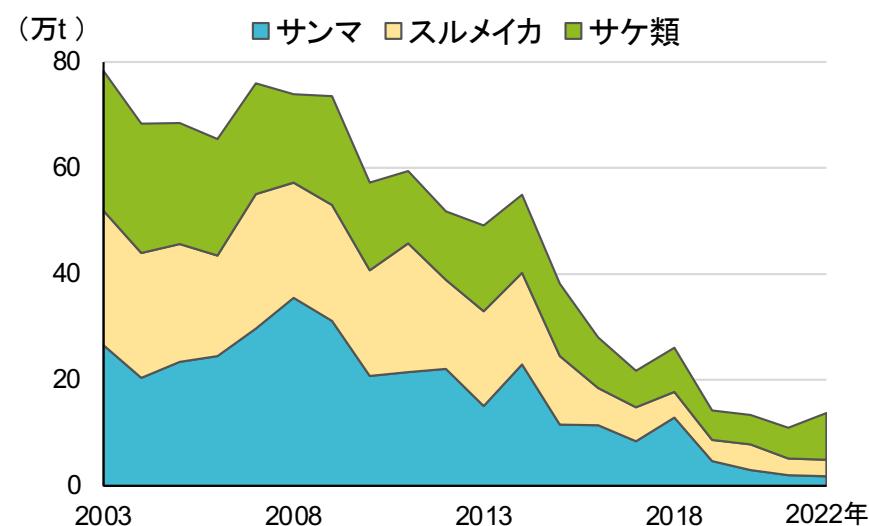
* 環境省「海洋生物多様性保全戦略公式サイト」

自然资源を活用した産業の衰退の例

- 沿岸域の漁業生産量は過去40年間で約6割が減少。



- 沖合域も含めたサンマ、スルメイカ、サケの漁獲量の合計は2014～2022年に約75%が減少。



- サンマ、スルメイカ、サケに続き、漁獲量が二番目に多いマサバ（太平洋系群）の資源状態の悪化が2025年に判明するなど、環境収容力の低下による水産資源状態の悪化の連鎖が危惧されている。
- 食用魚介類の自給率は、1960年代は113%だったが、2023年には54%（概算値）に減少。
- 漁獲量の減少や自然景観の劣化は、観光業や飲食業等、沿岸域の幅広い産業の衰退につながる。

第2 海の生物多様性の保全・回復に向けて必要な取組

1. なぜ、海の生物多様性の保全・回復が喫緊の課題か？

- **海の生物多様性が損なわれることは、地域社会の衰退を加速させ、私達の健康と豊かな暮らしに対する脅威である。**
- 近年、海洋熱波の多発などの海洋環境の急激な変化が生じており、海の環境収容力が低下している恐れがある。 **生物多様性の損失は、海洋環境の変化に対する脆弱性を高めるものであり、生物の産卵場や仔稚魚の生育場でもある藻場・干潟やサンゴ礁を始めとする生物多様性のまだ高い海域を守り、生物多様性が劣化した海域についても、回復が可能な場合にはその回復に向けて取り組むことが、海洋環境の変化への対応策として必要である。**

2. 生物多様性の現状把握と対策を検討するためのモニタリング調査の強化

- 生物多様性の保全・回復を図るために、**急速に進む海洋環境の変化と生物多様性の状態をまず把握する必要があり、モニタリング調査の強化が重要である。**
- **モニタリング調査を簡易かつ継続性を持って実施するための技術開発**に力を入れる必要がある。例として、環境DNA調査、無人潜水機等の映像によるモニタリング調査、定置網に設置するセンサーからのデータ収集などが考えられる。また、市民科学の取組を推進することでデータ収集体制の不足を補うことも考えられる。
- 既にあるが散在しているデータを収集・分析し、情報の共有・公表の仕組みの構築も重要である。

第2 海の生物多様性の保全・回復に向けて必要な取組

3. 生物多様性の保全・回復による持続可能な発展に向けた沿岸域のグランドデザインの策定とそれを担う司令塔の設置

- ・ 日本は歴史的に長く海と関わりを持ち、海に関わる様々な制度が発達してきた経緯がある。
- ・ こうした日本の特徴を生かし、既存の制度を上手く組み合わせる形で地域における生物多様性の保全・回復を図るために、**全体としてどのように生物多様性の保全・回復を図るかについての計画を定め、その実行をリードする司令塔の役割が必要**である。
- ・ 特に、近年では多くの地域において、人口の縮小や産業の縮小による地域社会の衰退によって、**全てのコミュニティや設備をこれまで通り維持することは、困難な現実**に直面しつつある。このため、沿岸域全体の中で、生物多様性のまだ高い海域をどのように保全し、生物多様性の回復が可能な海域でどのような取組を行い、環境への影響を最小限にしながらどの区域で開発行為や経済活動を促すといった、**沿岸域の空間利用のあり方を見直すこと必要**である。
- ・ 生物多様性の保全・回復により期待される効果は、多岐に渡るものであり、**司令塔役が、幅広い関係者との協働によって海洋空間計画または総合的沿岸域管理の計画を策定**し、今ある制度を組み合わせながら施策の相乗効果を計画することが望ましい。
 - 国全体では、内閣府総合海洋政策推進事務局の体制強化を図る。
 - 都道府県及び市町村において、沿岸域の生物多様性の保全・回復の計画（海洋空間計画または総合的沿岸域管理の計画）を包括的な視点で策定する部署を設置する。

第3 自然資源を活用した沿岸域の将来像

1. 自然資源の保全・活用による持続可能な発展を図る地域社会

- 生物多様性の高い地域における人工構造物の建築など生物多様性に影響を及ぼす行為は、代替手段の有無を検討するなど、最小限に抑える。

2. 地域の担い手となる若者の参入促進

- リモートワークやダブルワークなどで都会との関わりを持ちながら沿岸域の保全・回復や地域社会の再生に取り組む若者の参入を進める。

3. 海洋環境の変化に対応した水産業の振興

- 藻場やサンゴ礁などの生態系の保全・回復、水産資源管理の強化、変化する魚の分布に合わせた漁獲のあり方の見直し等を行う。

4. 自然資源を活用した観光・レジャー産業等の振興

- 自然資源の価値を磨き、施設の豪華さではなく体験によって付加価値をつける。

5. 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進

- 地域知・伝統知を活用し、自然の力を活用した解決策（NbS : Nature-based Solutions）に重きを置く。

6. 地球温暖化対策、人類の生存を支える地球環境システムの維持

- 炭素を隔離・貯留するブルーカーボン生態系として、地球温暖化対策に貢献。
- 気候調整や水質の浄化、食物連鎖等の人類及び地球上の生命の生存を支えるシステムの維持につながる。

7. 再生可能エネルギーの推進と生物多様性保全・回復の両立

- 適切な立地選定と環境影響評価の手順を踏まえて開発される洋上風力発電設備の周辺海域を保護区域として設定し、生物多様性の保全・回復を図る。

8. 地域文化の保全、国土保全や離島保全への貢献

- 自然資源を活用しながら沿岸域に人が暮らし続けることは、地域に昔から続く祭りや食文化、伝統文化の保全を図ることにも結びつき、安全保障的な観点での国土保全や離島保全にも貢献する。

9. 環境教育への貢献、国民へのレジャーや安らぎの空間の提供

10. 生物多様性の保全・回復と地域産業の振興を両立させた世界のモデルケースとなる

制度や施策を組み合わせることにより期待される相乗効果の例

自然資源を活用した防災×地域活性化

- 自然資源を活用した防災を整備に予算をつけることで、**生物多様性の保全、防災効果、整備事業による経済対策の効果**を得る。

生物多様性保全×レジャー・スポーツ

- 生物多様性の保全を図る区域で、**保全と両立する形**で、ダイビングなどのレジャーや、マリンスポーツを振興する。

生物多様性保全×文化の保全×観光

- 生物多様性の保全を図る区域で、地域の伝統的な海に関連する祭りや食文化を保全し、観光にもつなげる。

生物多様性保全×教育×担い手育成

- 若者が生物多様性の**保全活動**に参加することで、**環境教育への貢献、地域の担い手育成**としての役割も果たす。

施設の有効活用×(教育・保全・観光)

- 例えば、使われていない漁港施設や用地を活用し、**自然観察ができる磯の再生**、保全活動により資源回復した魚介類を提供する食堂の設置を行い、**観光**にもつなげる。

洋上風力発電×生態系保全×漁業振興

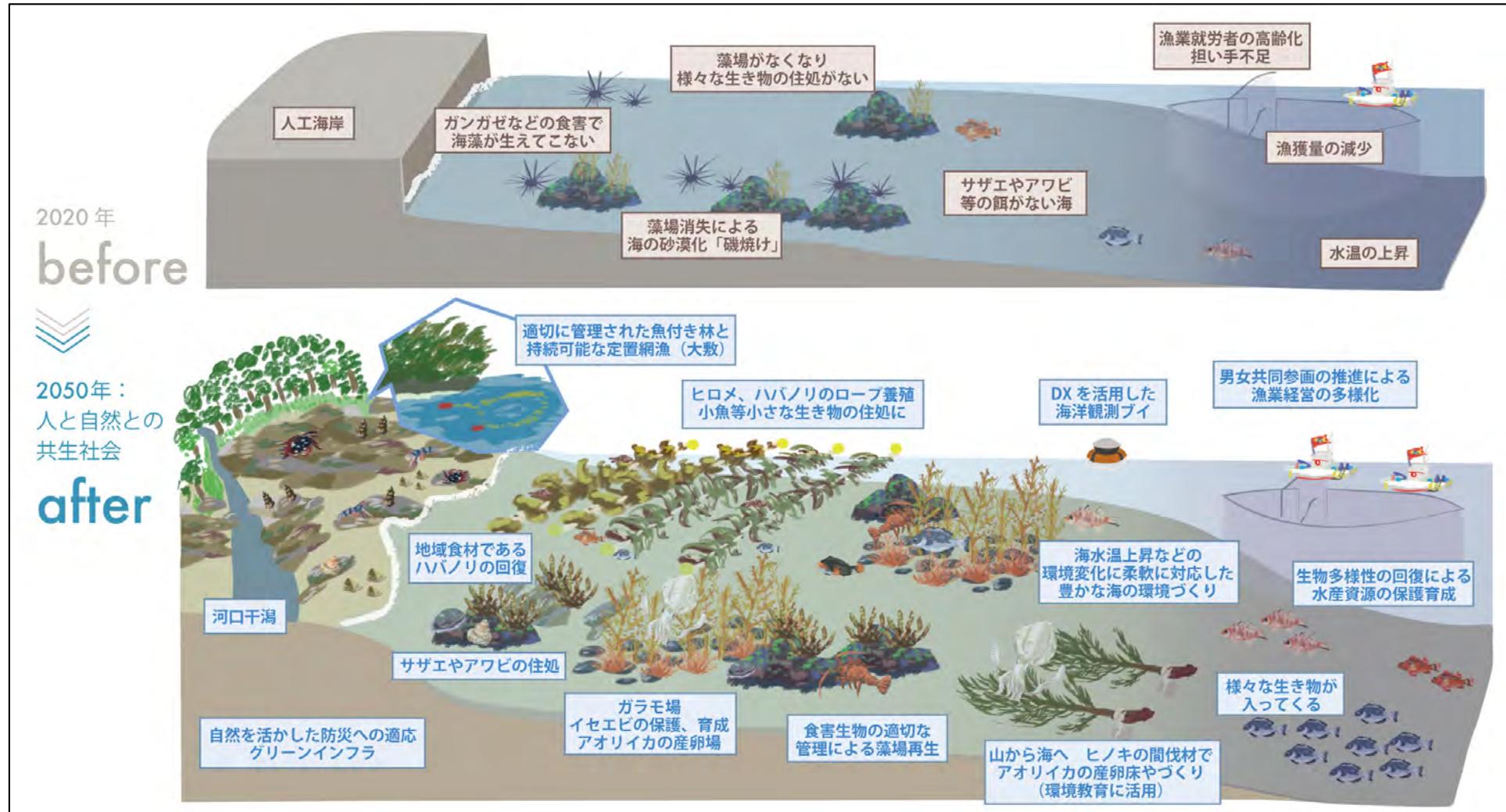
- 洋上風力発電設備の周辺を仔稚魚のナーサリーグラウンドとして整備するとともに、漁業者が発電設備のメンテナンスに従事して収入を得ることで、**再エネの推進、保全、漁業振興**に貢献する。

生態系保全（海ごみ回収）×国境監視

- 離島など無居住化する沿岸域で、例えば**海ごみの回収などの生態系保全の取組**を定期的に実施することで、**国境の監視**に貢献する。

相乗効果の生じる取組を行いやすくするために、公物の目的外利用の柔軟な運用をはじめ、施策の見直しを進めていくことが考えられる。

自然資源を活用した沿岸域の将来像の例（三重県尾鷲市）



2050年の目指す姿「海」（尾鷲市が目指す22世紀のサステナブルシティのあり方）（三重県尾鷲市）

第4 質の高い海洋保護区・OECMのあり方

1. 海洋保護区・OECMの意義

- 沿岸域の生物多様性の保全・回復を図り、自然資源を活用した沿岸域の将来像を実現するための効果的な手法として、保護区域の設定が挙げられる。
- 日本も参加して国際的に合意された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）ために、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するとの目標（30by30目標）が設定された。30by30目標の達成に当たっては、海洋保護区に加えて、それ以外の場所で生物多様性の保全に資する地域としてOECM (Other Effective area-based Conservation Measures) の役割も重視されている。

2. 日本の海洋保護区の現状と課題

- 現在、日本の海域の13.3%が海洋保護区とされている。例えば、世界自然遺産として登録された知床では、質の高い管理計画の策定、モニタリング調査等の効果的な取組が行われている。
- 一方で、日本の海洋保護区の多くは、生物多様性の保全を直接の目的として設定されたものではないため、生態系にとって意味のある区域の設定ではないこと、モニタリング調査の実施や効果的な管理計画の策定、保全の効果の検証などが十分に行われていないといった課題がある。
- 第3で述べた自然資源を活用した沿岸域の将来像を実現するためには、質の高い海洋保護区・OECMの拡大に向けて、全体として生物多様性の保全・回復を図るための計画を策定し、質の高い海洋保護区・OECMの推進に向けて改善を図ることが重要である。

参考：日本の海洋保護区の現状

- 2020年に沖合海底自然環境保全地域が4地域（伊豆・小笠原海溝、中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部、西七島海嶺、マリアナ海溝北部）指定されたことにより、日本の海域における海洋保護区の割合が8.3%から13.3%まで拡大し、愛知目標「海域の10%の保全」を達成するに至った。現在、[日本の海域の13.3%が海洋保護区として位置付けられている。](#)

日本の海洋保護区の位置



海洋保護区別の面積等

: 面積の大きい海洋保護区

区域	制度	面積 ^{*1}	割合 ^{*2}
自然公園	自然公園法	19,115km ²	0.42%
自然海浜保全地区	瀬戸内海環境保全特別措置法	91地区	—
自然環境保全地域、冲合海底自然環境保全地域	自然環境保全法	227,834km ²	5.10%
鳥獣保護区	鳥獣保護管理法	661km ²	0.02%
生息地等保護区	種の保存法	—	—
天然記念物	文化財保護法	—	—
保護水面	水産資源保護法	28km ²	0.001%
沿岸水産資源開発区域、指定海域	海洋水産資源開発促進法	333,616km ²	7.46%
共同漁業権区域	漁業法	87,200km ²	1.95%
都道府県・漁業者団体等による各種指定区域 ^{*3}	漁業法、水産資源保護法、水産業協同組合法等	—	—

*1 環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030」P68 「沿岸及び海域の保護地域」 *2 環境省「沖合域における海洋保護区の設定のあり方(とりまとめ)」(2018年)関連資料1「我が国の海洋保護区の設定状況」P2 表の数値を用いて算出 *3 牧野光琢「日本の海洋保全政策」P50 表5.1 採捕規制区域や自主的規制水域を指す

参考：日本の海洋保護区の指定目的

- 日本では、①自然景観の保護、②自然環境又は生物の生息・生育場の保護、③水産動植物の保護培養や漁業生産力の発展等を目的として定められている区域を、海洋保護区として位置付けている。

区域（制度）	区域指定目的	
自然公園（自然公園法）	優れた自然の風景地を保護し、その利用を増進する ^{*1} （生物多様性の確保に寄与）	①自然景観の保護等
自然海浜保全地区 (瀬戸内海環境保全特別措置法)	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜地等を保全する ^{*1} （法律の目的：瀬戸内海の環境の保全）	
自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域（自然環境保全法）	保全が特に必要な優れた自然環境を保全する ^{*1} （生物多様性の確保に寄与）	②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等
鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）	鳥獣の保護 ^{*1} （生物多様性の確保に寄与）	
生息地等保護区（種の保存法）	国内希少野生動植物種を保存する ^{*1} （生物多様性を確保し、自然環境を保全）	
天然記念物（文化財保護法）	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する ^{*1}	
保護水面（水産資源保護法）	水産動物の産卵、稚魚の育成等に適した水面について、水産動植物の保護培養を図る ^{*2}	③水産動植物の保護培養及びその持続的な利用の確保、漁業生産力の発展等
沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）	海底の地形、海流、餌料生物の分布等の自然的条件が優れている海域について、水産動植物の増殖及び養殖を推進することにより、漁業生産の増大を図る ^{*2}	
共同漁業権区域（漁業法）	漁業者等による漁場管理を通じて漁業生産力の発展を図る（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等） ^{*3}	
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域 - 都道府県が漁業調整規則において採捕の規制を定めている区域（漁業法、水産資源保護法） - 資源管理規程の対象水面、組合等の自主的取組を定めている区域（漁業法、水産業協同組合法）	水産動植物の保護培養と持続可能な利用を確保する ^{*1}	

*1 環境省「重要海域の抽出を踏まえた海洋保護区の設定に向けた課題と今後の取組」より引用 *2 環境省再掲資料及び各区域の関連法律より作成 *3 環境省再掲資料及び辻信一「新漁業法(法律学の森)」P238より作成

第4 質の高い海洋保護区・OECMのあり方

3. 質の高い海洋保護区・OECMにおいて目指す姿

私達が考える**生物多様性が保全されている海域**とは、その海域が**本来有する種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性**が保たれており、**自然要因や人的要因**により変化する**海洋環境・生態系の状態**に**対応するレジリエンス（回復力）**を備えている状態である。

私達が考える**質の高い海洋保護区・OECM**とは、**このような生物多様性の保全・回復の実現**に向けた**体制・手法が明確**であり、**その効果が実証されている区域**として、具体的には、以下を満たすものと考える。

(1) 生態系や生物種の特徴・状態・課題が明確であり、生態学的・生物学的に重要な区域が特定され、適切に保全・回復の取組が行われていること

- 科学的知見及び伝統知・地域知に基づき生態学的・生物学的に重要な区域を特定し、適切に保全・回復の取組を実施

(2) 管理目標（生物多様性の保全・回復の目標）とその実現に向けた管理計画が策定・実施されていること

- 環境変化に適応した形で生物多様性の価値（生物多様性及び生態系サービスの質及び量）を維持または回復
- 陸域と海域の一体的管理

(3) 研究者、地域住民、市民団体などの関係者の参加が図られていること

- 地域の状況に応じて、河川や森林の管理者、農業者など、沿岸域の生物多様性に影響を及ぼす関係者も参画

(4) 定期的なモニタリング調査を実施し、結果が公表されていること

(5) モニタリング調査の結果を踏まえた順応的管理が行われていること

上記の実現に必要な取組（提言）

- 科学的根拠に基づく海洋保護区・OECMの運営に必要な研究者の育成や予算の確保
- 「生態学的・生物学的に重要な区域」のアップデート

- 海洋空間計画（総合的沿岸域管理計画）の策定
- 幅広い関係者の参画を促す体制の構築
- モニタリング調査に必要な体制構築と技術開発 等

国内外の海洋保護区の事例

韓国・順天(スンチョン)湾*

●概要

- 韓国内で最も多様で美しい沿岸生態系として、絶滅危惧の鳥類25種を含む**848種の野生動植物が生息する内湾の塩湿地**。ナベヅルを始めとする渡り鳥の越冬地。かつて開発や河川整備事業が計画されていたが、NGOを中心とした反対運動を契機に生態系調査が実施され、国の**海洋保護区に指定**された。更に、ラムサール条約湿地、ユネスコ生物圏保存地域、ラムサール湿地都市に認定されている。
- 湿地の復元**のほか、渡り鳥の生息地保護のため、**無農薬有機栽培への転換**や、冬季は農家が保護区活動に従事するなど、地域を挙げて取組を実施。

●特徴

- 保全の取組は、**官民学で構成される順天湾湿地委員会による協議・合意形成**によって進められる。
- ナベヅルの個体数の回復に伴い、順天湾自然生態公園への**入場者数が年間200～300万人となり、年間推定174億円の経済効果**があった。
- 入場料により得られた多額の資金は、公募型の助成事業等によって、生態系保全と地域活性化に結びつける形で使用されている。
- 取組が進んだ要因として、市長の役割、NGOの役割、官民学の共同体系**が挙げられる。

知床世界自然遺産地域

●概要

- 国立公園や自然環境保全地域、共同漁業権区域などの複数の制度を重ね合わせることにより、極めて多様かつ特異な価値を有する自然環境**（季節海氷域の特徴を反映した海洋生態系と陸上生態系が連続する複合生態系）の**継承を図っている**。
- 地域の重要な生態系・生物種の特定**が行われており、その多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくことが目標とされている。
- その上で、**知床の海洋生態系を特徴付けるものを指標種として位置付け、幅広いステークホルダーの役割分担による日本でも有数のモニタリング調査の実施、順応的管理の考え方に基づいた保護管理等の実施**が行われている。

●特徴

- 漁業者による自主的な管理の取組が行われるなど、**特異な自然環境の価値が広く共有され**、行政、研究者、漁業者、観光業者などの**ステークホルダーが同じ目的に向かって取組を実施**している。
- 取組が進んだ要因として、2005年に世界自然遺産として登録される際の**IUCNやユネスコからのプレッシャーを行政が上手く活用**して地域への説得材料としたことが挙げられる

* 参照：川原奈苗・高橋久（2019年）大韓民国「順天湾」視察レポート